

久喜市公式Facebook(フェイスブック) ページを始めました

久喜市公式フェイスブックページを通して、イベント情報や市政情報等をタイムリーに発信します。また、災害時の情報発信ツールとしても活用します。

市では、フェイスブックとツイッターの2つのSNSを活用して情報発信します。

問合せ 広報広聴課広報広聴係 (内線5913)

久喜市公式フェイスブックページ

【アカウント】久喜市

【アドレス】<http://www.facebook.com/City.Kuki>



▲フェイスブックページ イメージ



▲QRコード

フェイスブックとは

Facebook (フェイスブック) は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) の1つで、インターネット上でさまざまなつながりを作っていくサービスです。登録したユーザー同士が情報交流を行うほか、ユーザーが企業や団体などのページとも双方向のコミュニケーションを図ることができます。

健康福祉サービスをご利用の皆さんへ 福祉オンブズパーソン制度をご利用ください

市では、健康福祉サービス利用者からの市やサービス提供事業者に対する苦情に対し、公正・中立な立場で迅速に対処するため、「久喜市福祉オンブズパーソン制度」を設けています。

福祉オンブズパーソンが、

サービス利用者等からの苦情申し立てを受け、調査により是正などの措置をする必要があると判断したときは、市または事業者に対し、意見表明や勧告・制度の改善について提言します。

これにより、サービス利用者の権利を守り、よりよいサービスの提供を目指します。

●申し立てのできる方

健康福祉サービスを利用している本人または利用申請したのにサービスが利用できなかった本人、本人の配偶者、三親等内の親族、本人の成年後見人または未成年後見人、本人と同居している方です。

また、日ごろ相談を受けていただいている民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等の方も申し立てできます。

●対象となる苦情

健康福祉サービスを受けている個人が被害を被った事項、あるいはサービス受給の権利が侵害された事項で、個人を対象としたものに限りません。

●対象とならない苦情

- ① 判決等で確定しているもの
- ② 裁判等で係争中のもの
- ③ 行政不服審査法により不服申し立てを行っているもの、および既に確定しているもの
- ④ 議会に関するもの
- ⑤ 職員の自己の勤務条件、身分等に関するもの
- ⑥ この制度で既に苦情処理が終わっているもの
- ⑦ 福祉オンブズパーソンの行為に関するもの
- ⑧ 施設建設などの要望、本人のサービス適用に結びつかない制度の改善などの要望
- ⑨ 苦情の原因となる事実のあった日の翌日から起算して1年を経過したもの

●申し立て方法

「苦情申立書」に必要事項を記入の上、社会福祉課へ提出してください。

平成24年度の申し立て状況
件数 1件

内容 NPO法人が、市民活動推進補助金(福祉基金財源)を活用した福祉に関する講演会を企画したところ、市教育委員会主催の類似講演会も日程的に近く、なおかつ同一の会場で開催されました。

こうした情報は、補助事業の公開審査会の段階で情報提供されるべきであって、事前に両事業の調整をしないまま類似の事業が行われたことは遺憾であり、補助事業の決定のあり方としても問題であるといった内容の申し立てがありました。

対応 福祉オンブズパーソンとして、市に対し、再発防止策を提案しました。市では、この提案に従い、今後は市および教育委員会の企画と重複がないか事前にチェックを行うとともに、補助事業の応募者に対しても公開審査時に情報提供していくなど再発防止に努めていきます。

問合せ 社会福祉課社会福祉係 (内線3222)